【小中台剣友会】稽古継続のための感染予防ガイドライン 新旧対照表

【小中日則及去】情日極続のための意味が切りていりつう。新山内無衣	
改正後	現行
令和3年11月6日(改定)	<u>令和3年7月1日</u>
【小中台剣友会】稽古継続のための感染予防ガイドライン	【小中台剣友会】稽古継続のための感染予防ガイドライン
(略)	(略)
その他	その他
●用具の貸し借り・共用はしない。	 ●用具の貸し借り・共用はしない。
●出稽古を受け入れる場合は、十分な感染症対策を講じ	●出稽古は当面受け入れない。
る。受け入れ可否については、執行部にて検討のうえ決	
・受け入れ人数は指導者・引率者・見学者等を含め 20 名	
<u>までとすること。</u>	
・当会における感染症対策を順守すること。	
<u>• 事前連絡をすること。</u>	
・名簿の提出等により、参加者の氏名・連絡先・目的(練	
習参加/引率・指導/見学等)を申告すること。	
・入館時もしくは稽古中に体調不良者が発覚した場合、	
該当者は速やかに退出すること。その他の出稽古参加	
者は会長の指示に従うこと。	

- ・感染者・濃厚接触者があった場合に相互連絡が可能で あること。
- <u>・主な活動地域における感染状況・行動制限が許容でき</u>る範囲であること。
- <u>-12 歳以上の者である場合、ワクチン接種を完了してい</u>ること。
- ●会の活動として合同練習・大会等に参加する場合は、主催者が十分な感染症対策を講じていることを確認する。参加可否については執行部にて検討のうえ決定する。
- ●個人で出稽古等に参加する場合は、感染症対策を徹底する。出稽古等において感染者もしくは濃厚接触者となった場合は、速やかに会長に報告する。
- ●合同練習・大会等を主催する場合は、主催者として十分 な感染症対策を講じる。主催可否については執行部にて 検討のうえ決定する。
- ●稽古の時間以外も感染症拡大防止に努める。
- ●消毒等で使用した廃棄物は会長が処分する。会長が不在 の場合は副会長もしくは役員がこれを代行する。
- ●校庭の遊具は利用しない。

●合同練習・大会等に参加する場合は、主催者が十分な感染症対策を講じていることを確認する。参加可否については執行部にて検討のうえ決定する。

- ●合同練習・大会等を主催する場合は、主催者として十分 な感染症対策を講じる。主催可否については執行部にて 検討のうえ決定する。
- ●稽古の時間以外も感染症拡大防止に努める。
- ●消毒等で使用した廃棄物は会長が処分する。会長が不在 の場合は副会長もしくは役員がこれを代行する。
- ●校庭の遊具は利用しない。